

ご 連 絡

2017年11月2日

報道機関及び関係各位

梅光学院大学 教員有志
幹事 渡辺玄英

労働条件の不当な不利益変更等に関する訴え

梅光学院大学は、2016年4月から教員の労働条件の不利益変更を実施しました。

それに対して、その変更は一方的かつ不当なものであると、教員10名が下関地裁に提訴しました。この件についてご説明をさせていただきたく、ここに記者会見のご案内を申し上げます。

一、概要

一方的かつ不当なかたちで次の労働条件が変更された。

- ・本俸の大幅な切下げ
- ・手当（通勤、住宅、扶養など）の切下げや廃止
- ・退職金の大幅な切下げ

二、問題点

- ・労働条件の不利益変更は、労働者と経営者との十分な合意形成が前提とされているが、本件における合意形成ははなはだ不十分かつ妥当性を欠くもの、と原告側は認識している。
- ・経営側は経営の悪化を理由としたが、その主張を根拠とする程度の緊急性はなかった、と原告側は認識している。
- ・不利益変更の必要性や時期や切下げ幅などの内容に関して、経営側は十分に誠意をもって協議を行わなかった、と原告側は認識している。
- ・不利益変更は2016年4月から一方的に実施されたが、その内容範囲がバランスを欠いている
- ・賃金手当等の切下げを実施するにあたっての優先順位に多くの疑問がある。
- ・経営側執行部は同時期に、執行部の常任理事の報酬アップを画策していた。
- ・労働条件の関わる就業規則変更の手続きに疑義がある。

三、日時場所

下関市役所の記者クラブ（を希望します）

2017年11月7日 11時30分～

四、出席予定

原告団から二名。弁護士二名。支援団体一名。

連絡先・・・渡辺玄英 {電話 090-9585-9979}

以 上